

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年七月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年七月二十五日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 小川 裕 嗣

<p>一般国道二百五十四号</p>	<p>路線名</p>
<p>志木市中宗岡一丁目一四二四番三地先から同市上宗岡二丁目六六〇番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和五年七月二十九日 午後三時</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和五年七月二十五日付け埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第八号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長一四六・六八メートル</p>	<p>備考</p>